

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年10月14日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	山口県
3. 市区町村名	下関市
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	116-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.shimonoseki.lg.jp/www/contents/1491450643361/index.html">http://www.city.shimonoseki.lg.jp/www/contents/1491450643361/index.html</a>

執行機関名 下関市長

知事等(教育委員会)が行う保育所等又は幼保連携型認定こども園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	幼稚園、保育所又は認定こども園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務(法定事務に係るものを除く。)であって規則で定めるもの(保育所又は認定こども園の副食費)
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第8の項幼稚園、保育所又は認定こども園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務(法定事務に係るものを除く。)であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法第1条	下関市多子世帯副食費軽減事業に係る副食費助成金交付要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健康やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	この要綱は、少子化対策として多子世帯における経済的負担の軽減を図るため、対象児童が特定教育・保育施設に通所した場合に当該対象児童の扶養義務者が支払うべき副食費に係る助成金の交付について、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		下関市多子世帯副食費軽減事業に係る副食費助成金交付要綱(市要綱) 多子世帯応援保育料等軽減事業費補助金交付要綱(県要綱) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規則で定める事務及び情報を定める規則